

1 目的

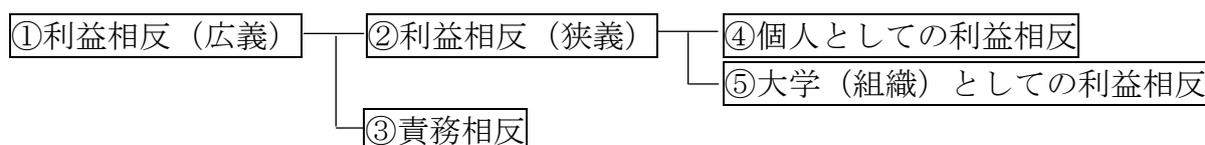
公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）は、「地域の知の拠点」として、全学的な研究水準の向上を図りながら産学官金・医療機関等（以下「産学官等」という。）の連携や研究基盤の強化を図り、地域の課題や社会の要請に応える研究を推進し、その成果を広く地域社会に還元している。

一方で、産学官等のそれぞれの基本的な性格や役割が異なることから、いわゆる「利益相反」の問題が生じる可能性がある。

このため、法人の社会的信用を高めつつ、産学官等の健全な連携・発展に資すること、また、法人の教職員等が安心して産学官等連携に取り組める環境づくりという観点から、公立大学法人富山県立大学利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定め、利益相反を適切に管理する。

2 利益相反の定義

本ポリシーにおいて、利益相反を次のとおり定める。



①利益相反（広義）

②利益相反（狭義）と③責務相反の双方を含む概念

②利益相反（狭義）

教職員等又は大学が産学官等連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況

③責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

④個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

⑤大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

3 基本姿勢

- (1) 法人は、教職員等が行う産学官等連携活動から生じ得る利益相反の状況を把握し、これらの活動を支援しながら適切に対処する。
- (2) 法人の教職員等は、産学官等連携活動の推進を行う上で、利益相反が起こらないように努めることを責務とするとともに、産学官等連携活動に疑念を抱かれないよう情報を開示し、透明性を確保しなければならない。
- (3) 法人の利益相反への対処に基づく教職員等の産学官等連携活動に対して、社会から説明を求められた場合には、法人は説明責任を果たす。

4 マネジメント体制

本ポリシーの目的を達成するとともに、利益相反に関する事項の審議等を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。本委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。